

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書  
〔概要版〕

扶助費に係る事務の執行について  
(一般会計に限る)

平成 31 年 3 月

京都市包括外部監査人  
人 見 敏 之

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

### 2 外部監査のテーマ

#### 2.1 選定したテーマ

扶助費（一般会計に限る）に係る事務の執行について

#### 2.2 テーマの選定理由

京都市の平成30年度一般会計歳出当初予算7,844億円のうち、性質別の支出で最も多額なものは扶助費2,118億円であり、過去から増加の一途を辿った結果、歳出全体の27%に達している。扶助費について明確な定義はないが、一般的には社会保障制度の一環として児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方自治体が行う支援に要する経費とされている。扶助費の大半は生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等に基づき国が国民の生存権を守るべく支出・負担するものであり、生活保護費などでは4分の3が国庫負担金で賄われるとは言え、地方自治体も一部負担を強いられる他、独自の施策として支出することがある。

京都市は扶助費の経常収支比率が類似団体と比較して平均値を上回り続けている。一般財源収入が伸び悩む中、多額の社会福祉関連経費を支出し続けることは困難であろうと推察され、扶助費を始めとする社会福祉関連経費は将来の京都市財政における不安要素であるが、19年間実施された京都市の包括外部監査では、医療を除く社会保障分野は選定されることがない。京都市民にとって関心の高いテーマであり、外部第三者の視点で制度的な綻びがないか、適切な運用がなされているか等の検証が有用であると考えたため、本テーマを特定の事件として選定した。

### 3 外部監査の実施期間

平成30年5月から平成31年3月まで

なお、監査の対象期間は、原則として平成29年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成30年度以降の状況等についても言及している。

### 4 外部監査の方法

#### 4.1 監査対象業務と監査要点（着眼点）

扶助費として支出を計上する事業を対象とした。

具体的には、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、教育委員会、文化市民局が所管し実

施している扶助費で、生活保護事業等が対象となる。

扶助費の事務事業の執行について、以下の着眼点から監査を実施した。

- ① 扶助費の公益性・必要性について
- ② 扶助費の有効性・効率性について
- ③ 事務事業執行における法令遵守・合规性について
- ④ 事務事業執行における有効性・効率性について

#### 4.2 主な監査手続

##### ① 関係書類及び関連データの閲覧

各種関係書類や資料の通査・閲覧を通して所管各部署における扶助費各事業の状況について理解を深めるとともに問題点等の検出に努めた。扶助費の一部事業は支給対象件数が膨大に上るため、個人情報保護に配慮した上で管理データを入手し、京都市の貸与PCを用いて包括外部監査人室にてデータの分析検討を行った。

##### ② 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の担当者に直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

##### ③ 現場視察

対象業務の所管部署へのヒアリングを実施するほか、実際の事務を処理している各地の保健福祉センターや小中学校に赴き、現地に保管する資料並びに事務の状況の確認を行い、事務事業の理解と問題点の検出等に努めた。

#### 4.3 往査の実施状況

対象事業	往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
生活保護事業	上京福祉事務所	平成30年9月3日	包括外部監査人 並びに同補助者 2名
	下京福祉事務所	平成30年10月1日	
	伏見福祉事務所	平成30年10月3日 同10月17日	
	醍醐福祉事務所	平成30年10月4日	
児童扶養手当事業	東山福祉事務所	平成30年9月5日	包括外部監査人 並びに同補助者 1名
就学援助事業	神川小学校	平成30年10月3日	
	久我の杜小学校	平成30年10月9日	
	羽束師小学校 神川中学校		
特別障害者手当事業	右京福祉事務所	平成30年11月1日	

## 5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### 5.1 包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

### 5.2 外部監査補助者

公認会計士 宇野由利恵

公認会計士 加藤 茂洋

公認会計士・税理士 金丸 武志

弁護士 椎名 基晴

公認会計士・税理士 西川 吉典

公認会計士・税理士 村上 博保 (五十音順)

## 6 利害関係

京都市と包括外部監査人並びに包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 扶助費についての全体的な方針と現状

#### 1.1 京都市財政に占める扶助費の推移など

京都市の一般財源収入はこの10年間3,700億円から3,900億円の間に推移しているが、主な収入は固定資産税や個人・法人市民税などの市税収入や、国税四税から法定率に基づき地方公共団体に歳入される等の地方交付税である。一般財源収入は長年低調に推移していたが、近年の堅調な景気による所得増加と外国人観光客の増加によるホテル新設といった諸要因によって回復の兆しが見える。

支出においては政令市間で最も人件費比率が高いという問題も抱えているが、性質別支出で最も多額となっているのは扶助費(2,037億円)である。本監査では社会福祉関連経費の中で最大の支出となっている扶助費について、個別の事業ごとに監査の着眼点から検討を行い、もって京都市や京都市民の将来に対して少しでも有益な提言を行うことを目標とした。

#### 1.2 京都市扶助費の部局別・事業別内訳

京都市で扶助費を支出しているのは下記の4部局・委員会のみである。

部局名	29年度決算額(円)
保健福祉局	123,300,515,036
子ども若者はぐくみ局	78,990,886,714
教育委員会	1,456,528,921
文化市民局	6,588,974
合計	203,754,519,645

#### 1.3 決算額5億円以上の扶助費

平成29年度の歳出金額が5億以上の小事業を対象として事業概要のヒアリングを行った。

No.	小事業名	決算額(円)	負担財源(割合)
3	重度障害老人健康管理助成費	1,360,508,109	府1/2, 市1/2
4	生活保護扶助費	74,774,128,705	国3/4, 市1/4
14	介護給付費・訓練等給付費	28,763,022,677	国1/2, 府1/4, 市1/4
18	自立支援医療費(更生医療)	3,992,030,315	国1/2, 府1/4, 市1/4
22	地域生活支援事業(移動支援事業)	1,321,364,648	国1/2, 府1/4, 市1/4
44	特別障害者手当	780,747,840	国3/4, 市1/4
46	重度心身障害者医療費支給事業	2,270,401,975	府1/2, 市1/2
47	自立支援医療費(精神医療)	4,674,123,824	【入院分】「国3/4, 市1/4」 【通院分】「国1/2, 市1/2」
49	老人医療費支給事業	872,248,032	府1/2, 市1/2
50	養護老人ホーム措置費	1,927,778,805	市79/100, 利用者負担21/100

59	妊婦健康診査（扶助費）	908,388,262	市100%
65	施設型給付費・委託費（2号・3号）	31,445,093,600	国1/2, 府1/4, 市1/4
66	施設型給付費・委託費（市加配分）	1,637,452,830	市100%
70	障害児保育対策単費加算	797,847,000	市100%
71	地域型保育給付費	3,727,090,080	国1/2, 府1/4, 市1/4
74	民間社会福祉施設単費援護（保育分・扶助費）	815,686,447	通勤・嘱託医・定員弾力化・夜間保育（市100%） 民間社会福祉施設サービス向上補助金（府1/2, 市1/2）
75	児童手当給付費	20,040,745,000	国, 地方（府・市）, 事業主の3者負担
76	児童扶養手当給付費	6,360,059,490	国1/3, 市2/3
83	ひとり親家庭等医療費支給事業	1,030,315,173	府1/2, 市1/2
85	子ども医療費支給事業	1,856,126,867	府1/2, 市1/2
86	障害児施設給付費	4,117,969,698	国1/2, 府1/4, 市1/4
88	民営児童福祉施設措置費（児童）	3,269,134,278	国1/2, 市1/2
106	小学校就学援助費	826,330,768	<就学援助費> 原則市100% ただし、一部補助金あり ①要保護：国1/2, 市1/2 ②東日本大震災：国100%（市独自あり） ③大規模災害（熊本地震）：国2/3, 府1/3（市独自の支給費目除く）
107	中学校就学援助費	630,133,753	<総合育成支援教育就学奨励費>国1/2, 市1/2
合計		198,198,728,176	

担当課ヒアリングを行った結果、これら24事業は概ね、①支援を必要とする者に直接金銭を支給する個人給付型、②要支援者が負担すべき医療費負担額を減額もしくは免除する医療費減免型、③要支援者がサービスを受ける施設に運営費を支払う施設運営型、の3つに分類することができる。

個人給付型の扶助費は、原則として申請に基づき、支援を必要とする個人に対して、市が直接金銭を支払うものである。適切な事務と給付が行われているか、最も注視して監査を実施することとした。予算額最大の生活保護扶助費事業の内訳には、個人給付型と考えられる生活扶助や住宅扶助と、医療費減免型と考えられる医療扶助や介護扶助があり、生活保護事業は①と②双方の性質がある。

医療費減免型の扶助費は、支援を必要とする者が健康を回復ないし維持できるよう、医療費の自己負担額を減額あるいは免除するものである。事業概要を聴取した結果、いくつかの事業に注力して監査を実施することとした。

施設運営型の扶助費は、支援を必要とする者に対して法令で定められたサービスを提供する施設等に、法令で定められた適切な費用請求に基づいて給付費や委託費を支払うものである。事業概要資料を入手し聴取検討した結果、比較的長期間に亘って安定的に運営されている事業が多く、管理が有効である事業が多いと感じられたが、一部管理が十分でない事業も見受けられたため、施設運営型の扶助費では限定的に監査を実施することとした。

#### 1.4 市単独事業の扶助費

上記以外で市単独事業として実施している扶助費のうち、前述の施設運営型でなく金額100万円以上の事業について事業概要をヒアリングした所、学童う歯対策事業について検討すべき内容があったため、監査対象として追加することとした。

## 2 個人給付型扶助費

### 2.1 生活保護扶助費

#### 2.1.1 事業概要

事業目的	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。
担当課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課
扶助費の額	74,774,128 千円（平成 29 年度）

憲法第 25 条において国は国民の「生存権」を保障している。これを受けて、生活保護法は第 1 条で「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定しており、生活保護法は生存権を保障する具体的な公的扶助制度の一つとして位置付けられている。

生活保護法には 4 つの基本原則があり、国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活保障の原理、補足性の原理と呼ばれている。なかでも補足性の原理は、資産・能力その他あらゆるものの活用と、民法の扶養義務の優先と、他法他施策の公的扶助の優先を定めている。

#### 2.1.2 扶助費の推移（主要な内訳）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活扶助(百万円)	26,464	26,353	25,218	24,778	24,127
延べ受給者数	504,093	497,666	485,065	474,463	466,165
住宅扶助(百万円)	13,657	13,775	13,844	13,454	13,374
延べ受給者数	497,082	496,912	486,419	476,803	470,119

8 つの種類の内訳があるが、平成 29 年度における保護費の内訳は医療扶助 46.6%、生活扶助 32.4%、住宅扶助 17.9%となっており、上位 3 扶助で実に 96.9%を占めている。

京都市における生活保護の受給者数（生活扶助・住宅扶助）は徐々に減少している。これは多くの要因に拠るものであるが、京都市の人口動態が減少傾向にあることその他、京都市の自立支援・就労支援の各種強化策が功を奏している影響もあるものと思われる。全国平均や政令市平均では依然として被保護世帯数が増加傾向にある状況も見受けられる。

京都市は世帯類型別では高齢者世帯が最も多いが、近年は更に増加している。全国平均や政令市平均では、京都市以上に高齢者世帯の比率が高まっている。

京都市の保護率 30.1%は、大阪市 52.1%、札幌市 37.4%に次いで神戸市・堺市と共に第 3 位グループに位置しており、全国政令指定都市の平均値 25.5%を上回っているが、手厚



い自立支援・就労支援策が実を結び、観光客増加による経済状況の回復と雇用情勢の改善を追い風にして、全国と比べて良好な状況にあると言える。

### 2.1.3 監査の結果

#### ①組織体制

社会福祉法第15条第6項において査察指導員及び現業員は社会福祉主事資格でなければならないと定められているが、社会福祉主事でない査察指導員及び現業員が認められる。

##### 【意見】社会福祉主事資格の非所有

査察指導員及び現業員について社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、同資格認定通信課程を受講する等により資格を取得させるよう努めるべきである。全国的な平均値よりは高い数値であるが、全ての現業職員が社会福祉主事資格を有するよう努められたい。

京都市においては限られた人員の中で世帯状況に応じてきめ細かく正職員により対応できるよう、「地区担当制」を維持しつつ、世帯類型に応じた基準を設定している。障害世帯や傷病世帯については1人当たり80件、母子世帯やその他世帯については1人当たり60件、高齢世帯については1人当たり120件で算出したケースワーカーを配置している。

##### 【意見】現業員配置数の不足

社会福祉法第16条では、被保護世帯の数が240世帯以下である場合において現業員は3名とし、これが80世帯増加するごとに現業員を1名加えるものとしている。しかし、社会福祉法第16条に基づいて計算した標準数に対して実際の現業員の配置数が不足している福祉事務所が存在している。

被保護者世帯の状況に応じて貴重な人員資源を効果的・効率的に投じる工夫・姿勢がなされている点は評価できるが、標準数を下回らない人員配置の体制構築を早急に検討されたい。

#### ②支給に至るまでの事務

3福祉事務所に往査し、事務のサンプルを監査した結果、以下の気付き事項があった。

##### 【意見】受理兼処理簿の様式見直し

受理兼処理簿の統一様式はあるものの、福祉事務所や係ごとに使用している様式が微妙に異なっている上、様式で求めている記載がなされていない例が見受けられた。部署異動したケースワーカーが様式の違いに困惑するため、意見を聞いた上で様式を統一されてはどうか。少なくともそこで記載を求める事項については記載を完結されたい。

##### 【意見】年度をまたぐ進行管理の徹底

京都市の会計年度は3月末で終了するかもしれないが、生活保護の事務は年度末に関係

なく継続するのであるから、年度末の異動の場合は間違いなく後任に引き継いで記載を完了されたい。

**【意見】 扶養調査の要否検討の記載**

重点的扶養能力調査対象者に該当するかによって、扶養能力調査の強度には当然に差が生ずる。該当しない場合であっても検討の経過及び判定については事務連絡「生活保護問答集について」のとおり、保護台帳及びケース記録等に明確に記載する必要がある。

**【指摘事項】 判断能力確認と代筆対応**

本人の判断能力や代筆権限を確認する資料に不足があるケースが見受けられるため、挙証資料の完備が必要である。世帯主である被保護者が当該世帯の被保護者全員について一括して署名すればよいと解されるとしても、世帯主である被保護者本人の判断能力について本人の発言や本人の心身の状況などの確認を行わずに代筆を認めることは申請保護の原則（第 7 条）に反する。本人の判断能力の低下により本人が自ら申請を行うことが困難である場合には、申請保護の原則の明確な例外である職権保護（第 25 条）を検討すべきである。

**【指摘事項】 過去に支払済の保険料への一時扶助**

京都市が保護する 1 年も前に、京都市の指導に反して転居した際に支出した火災保険料に対して一時扶助を支出する対応が適切な事務とは考えられない。厳正な取扱いに留意されたい。

**【意見】 別世帯のケースファイル資料の混入**

照会で取り寄せた他福祉事務所のケース記録は内容確認後は必要な資料のみ写しを残し、原本は元の福祉事務所に返還しなければならない。保護歴が長期間に亘っている被保護者世帯のケースファイルは非常に分厚くなっているが、引継ぎ者は全てに目を通すよう努められたい。

**③開始後調査**

定期訪問や随時訪問において一定率の不在が生じる。不在は居住実態の疑義を確かめる一面もあるが、被保護者の生活状況を確認できない一面もある。

**【意見】 電話・メール等による連絡・報告聴取の積極評価**

生活保護法第 28 条第 1 項の趣旨である被保護者の生活状況の確認を全うするためには、訪問調査に付随する連絡・報告聴取の方法も、訪問調査を充実させるために有用な手段と思われる。訪問調査に付随する連絡・報告聴取の方法を訪問調査の代替としてはならないことを当然の前提とした上で、訪問調査を更に充実させるために、本文中の訪問調査に付

随する連絡・報告聴取の方法を参考にし、訪問調査の準備のため等の電話・メール等による確認の積極評価を検討されたい。

#### ④指導及び指示

##### 【意見】 ケースワーカーへの状況説明者・助言者としての専門職の活用

被保護者が専門的な知見を要する課題を抱えている場合に、その課題が複合的かつ専門的な課題である場合も多い。被保護者やケースワーカーがそのような課題に関する専門職の専門的な知見を利用することが考えられるため、被保護者とケースワーカーへの助言者として保健師・看護師・薬剤師・理学療法士など（主に後二者）の専門職の更なる活用を検討されたい。

##### 【意見】 権利擁護ネットワーク会議の利用

被保護者の抱える問題についてケースワーカーが問題解決能力を高めるために専門的な知見を得ることが必要な場合に、定期的に活用できる方法がある。本文で記載した京都市内の全区で高齢者に関するものとして開催されている「権利擁護ネットワーク会議」の利用である。開催場所は主に各区の区役所庁舎であり、極めて近い。

ケースワーカーが高齢世帯について地域包括支援センターとの既存の連携を更に充実させ、問題解決能力を高めるために、既存の権利擁護ネットワーク会議におけるケース検討などを利用して、同会議出席者の専門職からの助言を受けたり、実践的な知見を得るなどの方法を検討されたい。

##### 【意見】 京都市成年後見支援センターの活用

被保護者の抱える問題について専門的な知識が必要な場合に、その問題が成年後見制度の利用に関連する場合には、現在京都市長寿すこやかセンター内に設置されている京都市成年後見支援センターを活用してはどうか。

京都市における京都市成年後見支援センターは運営に京都弁護士会・リーガルサポート京都支部・京都社会福祉士会が協力しており、被保護者やその家族・支援者に対して成年後見に関する専門的な助言等を行う専門相談事業を行っている。被保護者の抱える問題の解決に成年後見制度に関する専門的な知識を要する場合には、被保護者やケースワーカーがこのような専門職の意見を聞ける場所を活用されたい。

#### ⑤ケース診断会議

##### 【意見】 ケース診断会議実施要綱の見直し

ケース診断会議実施要綱は昭和 61 年 10 月 11 日に策定されたものであり、同要綱で取り上げるべきとするケースと生活保護ケースワーカー業務の手引きとの間で齟齬が生じている。速やかにケース診断会議実施要綱を見直し、実務との齟齬を是正されたい。

## ⑥保護の停止及び廃止

### 【意見】資産状況の把握

遺留金品のサンプル調査で生活保護受給者として不相当な額の預金が発見されたケースがあった。資産調査を行ってはいないものの受給者の資産状況把握が十分でなかった点は否めない。再発しないよう各種の手立てを講じられたい。

## ⑦保護費の返還及び徴収

3福祉事務所に往査し、事務のサンプルを監査した結果、以下の気付き事項があった。

### 【意見】不実な金銭費消への対応について

生活保護法 63 条による収入未済のケースについて、ケースワーカーが事前に説明を行い、さらに被保護者の債務承認・返還誓約書が整っているにも関わらず、訪問の間隙を突いて遡及年金を費消する行為は補足性の原理を逸脱している。

費消されてしまった後では回収の見込みが低くなる半面、被保護者が障害を有している場合には事前に把握することが困難な場合もある。そこで、そのような不実な金銭費消を未然に防止するために、この点について疑義があり、かつ入金日が明確な場合には、入金日に実効的な対応が可能となるよう各種方策を検討されたい。

### 【意見】収入申告義務確認書の同一筆跡

収入申告義務の確認書は任意に提出を求めるものであるが、被保護者に対し収入申告の必要性和重要性をしっかりと説明して理解を得た証となるものであるから、特に稼働年齢層による確認書の署名は各人自ら署名してもらうよう努められたい。

### 【指摘事項】臨時収入の収入未済額への充当努力

多額の収入未済額がある保護受給者において、生活保護を受給していた期間に対応する税金還付など臨時の収入があり保護停止となる場合、停止期間中も返済能力を十分に検討した上で返済の申出書を入手するなど納入指導を行い、収入未済額への充実に努めるべきである。

### 【意見】ケース診断会議議事録の保管

ケースファイルには重要な資料が綴られるべきであり、案件を引き継いだケースワーカーが過去の経緯や判断根拠を理解することができるよう、ケースファイルから5年経過時点でケース診断会議録を外す処理は行わない方が良いと考える。

### 【意見】福祉事務所内での支援業務と債権回収事務の役割の分離

廃止案件の債権回収は本庁が取り扱うため、廃止案件ではない継続案件の債権回収につ

いて、福祉事務所内での支援業務と債権回収事務との「役割の分離」を検討されたい。すなわち、継続案件かつ外部委託を行わない債権回収案件のうち、特に役割の分離の必要性の高い案件について、その高い必要性の有無を現場のケースワーカー等が判断するなどして、福祉事務所内での支援業務と債権回収事務との「役割の分離」を行う方策を検討されたい。

**【意見】市外転出者債権額の把握**

現在、各福祉事務所における最大の保護廃止理由「転出」には、市外への転出の他、市内の他行政区への転出も含まれている。そのため、本庁では転出合計の債権額も市外転出者債権の額も把握可能な状態にはなっているものの、特に市外転出者及びその者に対する債権の額についてのデータの整理が十分とはいえない。

市内への住所移転であれば京都市は保護内容や債権回収努力を引き継げるが、市外への住所移転では引き継げない。債権回収業務の基礎資料として、また、債権回収業務を法律事務所等の外部に委託するなどの際の基礎資料として活用しやすくするために、市外転出者及びその者に対する債権の額のデータの整理を実行されたい。

**⑧金銭等の管理**

**【意見】遺留金品の通帳と印鑑の保管場所の統一**

被保護者死亡の場合、通帳と印鑑とを同じ場所に保管していても、当該通帳の金融機関に被保護者の死亡連絡を行い、口座凍結の確認さえ行っていれば、万が一通帳と印鑑について同時に盗難の被害にあっても、口座からの不当な引き出しは不可能である。

現金・通帳は厳重な保管場所に保管されているのであるから、被保護者死亡の場合に通帳と印鑑を分けて保管する必要はなく、生活保護遺留金品取扱要領において、遺留金品である印鑑も現金・通帳と同じ厳重な保管場所に保管できることを明示してはどうか。

**【意見】相続人調査の経過の生活保護記録への記載**

伏見及び醍醐の個別のケースにおいて、相続人調査の過程が生活保護記録上に記載されているものが少なかった。引継ぎが行われず、前任者の調査の過程が見えないため、調査が進んでいないと思われるものが散見される。第二の山に分類されるケース記録において、被保護者死亡後の生活保護廃止の記載の後に、相続人調査の経過を記載し、第三の山には相続人調査の過程で取得した戸籍や法定相続人の相続放棄・承認の関係資料を添付するなどされたい。

この状況は、処理が進んでいた下京福祉事務所も含め、伏見及び醍醐の福祉事務所に限られないと推測される。業務の効率化の観点から、生活保護記録での統一的な記載の運用を検討されたい。

**【指摘事項】 10年以上調査が進んでいない遺留金品への対応**

複雑な法的問題が原因で、長期間調査が進んでいない遺留金品がある。「生活保護遺留金品取扱要領」、保健福祉局生活福祉部長の各区役所（支所）保健福祉センター長宛て「被保護者の遺留金品の処理について（通知）」にしたがって処分を進めるか、法律事務所等に委託して処理すべきである。

**【意見】 相続人代表者への引渡し手順の整備と法定相続人への手紙の文案の修正**

業務の効率化及びケースワーカーあるいは査察指導員の負担軽減の観点から、統一的な引渡しの手順と書式が現在定められているが、既存の手順と書式の文面の更なる整備を行うことが望ましい。

この点、生活保護における遺留金品の相続人代表者への引き渡しの手順は、成年被後見人死亡後の相続財産を元成年後見人が相続人代表者へ引き渡す手順とほぼ同じである。

そして、遺留金品を法定相続人の保管代表者に引き渡す場合の手順と書式に関しては、京都市の他の事業において参考になる書式と手順が存在する。すなわち、市民後見人の養成について京都市の委託を受けた京都市成年後見支援センターが、市民後見人が被後見人死亡後に行う際の事務として、相続人らに対する連絡文書など、連絡から引き渡しまでの各書式（法定相続人に対する相続放棄・単純承認の説明文も付している連絡書を含む。）と手順を整備し、運用している。統一的な引渡しの手順と書式の更なる整備を行うにあたり、参考にされたい。

また、上記の場合に、手順と書式を定めてもなお判断が困難なときには、弁護士・司法書士への事務の委託も検討されたい。

## 2.2 特別障害者手当

### 2.2.1 事業概要

事業目的	著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
担当課	保健福祉局 障害保健福祉推進室
扶助費の額	780,747千円（平成29年度）

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る制度である。当該手当は昭和61年4月に従来の福祉手当制度を再編し創設され、以後手当額の引き上げ等その充実が図られ、重度障害者等に対する在宅福祉施策の一つとして定着している。

### 2.2.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
--	------	------	------	------	------

扶助費(千円)	725,745	743,994	776,247	781,266	780,748
支給人数	2,341	2,385	2,437	2,404	2,413

全国的にみて身体障害者の数は高齢化による障害の重度化により増加傾向にあり、また、知的障害者・精神障害者については認知度の向上等により、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加している。特別障害者手当についてもこれに比例するかたちで、増加していると考えられる。障害種別人数は肢体不自由が圧倒的に多い。

### 2.2.3 監査の結果

#### ①台帳管理

現在、受給資格者台帳は定型の様式で手書き記入がなされている。病院のカルテのような、長期間保存ができるように、かなりしっかりと紙で作成されているが、今のデジタル化時代にこのような紙を使った管理がベストとは思われない。政令指定都市で電子化がされていないのは京都市だけであり、過去における導入費用見積は500万円程度とのことで、書類の印刷、保管、データの抽出・検索の手間等を考えれば、十分に費用を回収できるだけの内容かと思われる。

#### 【意見】事務効率化

京都市は政令指定都市で唯一台帳管理が電子化されていないが、導入費用の見積はそれ程多額とは思われない。行政のコスト削減として、最も優先すべきは業務のデジタル化による省力化であり、従来の手法に囚われることなく積極的にデジタル化を推進されたい。

#### ②住基情報と所得修正

手当受給者の死亡や転出等、住基情報の異動があった場合、受給者情報を修正しなければならない。各区・支所の障害保健福祉課には、毎月の住基情報異動リストが送られて来るが、当該リストは紙である上、手当受給者以外の異動が全て含まれた、言わば完全版のリストである。担当者は十数枚はあろう死亡一覧等の異動リストを毎月「目視チェック」して、各区の受給者・停止者がいないか記憶を頼りに探している状況である。

#### 【意見】住基情報の異動確認

毎月の異動リストに特別障害者手当の受給者がいないか、担当者の記憶を頼りに目視チェックするのは、非効率的である上、どうしても見落としのリスクがある。

手順としては本来逆で、特別障害者手当受給者(停止者)のリストを住基情報を管理する部門に毎月予め送付し、該当者の異動情報を住基情報管理部門から各区・支所の担当者へ伝達する仕組みが構築されるべきである。

所得制限があるもののマイナンバー管理をしていないためか、実際の所得情報の修正があった場合に担当課に情報が知らされる仕組みは構築されておらず、本人または扶養義務

者からの自主申告に依拠している状況である。

**【意見】 所得修正情報の入手**

所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。

**③返還金等**

金額的には少額であるが、毎年、不納欠損額が発生している。現状の現況調査においては、故意に虚偽の報告をすれば、そのまま支給が続けられてしまう危険がある。大口の収入未済額は入院が 3 ヶ月に達して受給資格を喪失しても、その旨の報告がなされていなかった。

**【意見】 不正受給の防止策**

返還金の発生は、事務作業が煩雑化し、回収事務に時間と労力を要し、ともすると返還金の回収ができない事態に陥る可能性がある。どのようにすれば返還金を発生させないかという点に重点をおき、経済性・効率性を追求する努力をしていただきたい。

費用対効果を考慮の上であるが、現況調査後の一定時期に受給者の医療費や介護に関する情報を入手する等の方法が考えられよう。受給者に対しては今以上の注意喚起、情報発信を行うなど、徹底した管理運営が望まれる。

**2.2.4 小括**

本事業の対象となっている障害者は極めて重い障害を持っている社会的弱者である。京都市で受給対象者が 2,400 名程度いるものの、入院・入所や死亡による減少が多いため、今後それ程増加していくことは見込まれない。

就労が制限されることの多い重度障害者及びその家族等においては非常に重要な手当である。認定は厳格になされているため、入院・入所の把握を工夫されれば制度の不適切な受給も起こりにくくなり、支援を真に必要とする者への効果的な支援が継続しうるものと考ええる。

**2.3 児童手当給付費**

**2.3.1 事業概要**

事業目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課



扶助費の額	20,040,745 千円（平成 29 年度）
-------	-------------------------

児童手当は昭和 47 年の制度発足当時は 5 歳未満の第 3 子以降に対する支給であったが、段階的に拡大してきた。一時、子ども手当に改称された後、現在は児童手当に戻っている。

### 2.3.2 扶助費の推移（市職員分に関する給付・児童数も含む）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(千円)	22,025,844	21,797,150	21,547,025	21,232,910	21,205,815
支給児童数	170,945	169,302	167,712	165,707	165,988

### 2.3.3 監査の結果

#### ①所得修正

支給要件を満たす届出児童の数に変動が生じたにもかかわらず、変更届が提出されない場合や税情報の変更により区分が変更になる場合などの過誤支払については返還金が発生する。なお、過年度の税異動の場合はリスト出力されないため、基本的に本人からの申し出によっている。

#### 【意見】 過年度所得修正情報の把握

現制度では全ての児童保護者が支給対象となっているものの、所得の多寡により支給額は増減する可能性がある。過年度税異動についても返還金の発生要因となりうるため、過年度所得修正のリスト出力と返還の検討を実施されたい。

### 2.3.4 小括

扶助費の額は巨額であるが、基本的に全ての児童保護者世帯があまねく支給対象となっており、周知方法や更新・差止手続も適切かつ十分に行われているため、過年度の所得修正情報入手を除いて特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

## 2.4 児童扶養手当給付費

### 2.4.1 事業概要

事業目的	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
扶助費の額	6,360,059 千円（平成 29 年度）

児童扶養手当制度は、死別母子世帯が母子福祉年金制度において対応されたのに対して、生別母子世帯への措置も行うべく昭和 36 年度に発足した。その後、制度をめぐる環境の変化を受けて、就労促進、福祉貸与などを含めた総合型自立支援制度として再編されていった。その後も、母子家庭等の就労・自立促進、父子家庭への支給、多子加算額の拡充、所

得限度額の引き上げなど、社会状況・社会要請を反映した改正が行われている。

#### 2.4.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	6,725,784	6,543,289	6,422,226	6,395,829	6,360,059
受給資格者数	14,522	14,246	14,018	13,817	13,386

受給資格者の減少は婚姻数や離婚数の減少など様々な要因があると推測される。

#### 2.4.3 監査の結果

##### ①所得情報

受給資格者等の情報については、住民基本台帳情報については月に2回、所得情報については月に1回、本市が所有する住民基本台帳及び所得情報の内容とデータの突合を行い、その差異(異動内容)については総合企画局情報化推進室においてリストの出力が行われる。各区・支所担当者は異動リストの内容について受給者に事実確認を行い、必要な場合には、受給資格者等による届出の勧奨を行う。受給資格者等と連絡がつかない場合や、届出が定期支払期まで提出されない場合には、次回の手当支給を差し止める。

##### 【意見】 過年度所得修正情報の把握

過年度税異動についても返還金の発生要因となりうるため、過年度所得修正のリスト出力と返還の検討を実施されたい。

##### ②申請受付

右京区以外が使用している受付簿様式には受付日・送付日・決定日、審査結果、証書番号などを記載する項目があり、閲覧したサンプルではすべて適切に運用されていた。送付日が空欄となっている場合は、提出書類の入手待ち、送付日から決定まで期間を要している相談者は子ども家庭支援課での審査の難航や審査自体の失念可能性を示唆するが、それらを総括的に把握できる帳票は受付簿しか無い。それらの記載がない各区・支所の受付簿では、担当者が相談者の書類を子ども家庭支援課に送付するのを失念していても、誰も気づかないおそれがある。

##### 【意見】 受付簿の様式統一

各区・支所での受付簿に最低限記載すべき事項及び運用を設定することが望ましい。

##### ③差止

受給資格者等の住民基本台帳情報や所得情報に異動があることを異動リスト等によって確認し、そのことによって支給要件に疑義が生じたり手当額の改定が必要な場合、事実確認の上、異動内容に応じた届等の提出を促すが、届が定期支払期までに提出されない場合、次回の手当支給を差し止める処理を行うことになる。

差止案件は受給要件を逸脱している可能性があるため、各区・支所及び子ども家庭支援課の対応策等を考えるうえで、深度ある検討が求められるところである。しかし、差止理由の「実態調査を要する」は担当課としての対策をカテゴライズしたものであり、何を理由として差し止められたのか判然としない。これは児童扶養手当システムにおいて差止理由を選択させる趣旨が差止処理を実施する子ども家庭支援課内において統一されておらず、業務として整備されていないことが理由である。

**【意見】 差止理由の正確な記録と分析**

差止という決定を下している以上、差止理由に「実態調査を要する」と記載するのは、実態を把握できていないと捉えられかねず適切でないとする。差止事案の3分の1を占めるに至っており、極力使用は控えるべきである。

また、差止に至ったケースの分析を行うべきである。分析の基礎となる差止の理由は差止に至る傾向や対応を検討する際に役立つように設定することが望まれる。

**④債権管理**

**【指摘事項】 債権管理の徹底**

債権管理台帳の整備以後、1年以上も記載がないサンプルが見受けられた。担当課からの回答によれば、平成28～29年度は債権回収事務が網羅的に実施されておらず、記録すべき事項が無かったということだが、当然ながらそれでは債権を放置しているだけであり管理していることにはならない。債権管理を徹底し、管理台帳へ経過を記録すべきである。

また、当初の納期限から1年近く経過した債権について督促状を送っているサンプルもあった。最低でも年に1回は債権がどのような状況にあるのか、受給者はどのような状況にあるのかを記録していくことも検討されたい。

**2.4.4 小括**

現金の給付であり、市の負担割合が高いこともあってか、毎月の住基異動や所得異動データを入手し、基準額をまたぐ所得修正を重点的に検討できる仕組みが構築されている。市内他部署との情報連携も概ね密に実施できている状況が伺え、債権管理台帳への記録を除いて、全般的に統制状況は良好との心証を受けた。

ひとり親世帯の児童が健全に進学・就労しうるための貴重な生活資金となっているため、引き続き十分連携の取れた支援の実施をお願いしたい。

**2.5 小・中学校就学援助費**

**2.5.1 事業概要**

事業目的	市立小・中・義務教育学校へ就学するにあたり、経済的理由により就学困難な世帯に対し、学用品費や給食費等の必要な援助を行い、教育の機会均
------	--

	等を保障する。
担当課	教育委員会総務部調査課
扶助費の額	小学校 826,330 千円、中学校 630,133 千円（平成 29 年度）

学校教育法第 19 条は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定めている。

これを受けて京都市は京都市就学援助支給要綱を定め、生活に困窮していると認められる世帯の範囲を定め、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用を支給している。

### 2.5.2 扶助費の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(千円)	1,396,920	1,368,218	1,374,460	1,314,246	1,423,612
認定人数	21,987	21,318	20,307	19,408	18,198

### 2.5.3 監査の結果

#### ①認定及び不認定

##### 【意見】認定通知の控の保管なし

学校は認定決定のあった保護者に対して「就学援助制度の認定通知」の書面を送付して認定された旨を通知しているが、その控を学校に保管されていない学校が 4 校中 2 校あった。認定の通知を行った事実を後から検証できるという観点から、保護者に交付した就学援助制度の認定通知の控を保管しておくことが望ましい。

##### 【意見】認定不可となった際の記録なし

保護者からの申請のうち、支給要件の審査で不認定となったものについては、申請書類を全て保護者に返却され控えや記録も取っておらず、後から適切な判断が行われたかどうかを検証することができない学校が 4 校中 3 校あった。適切な判断が行われたかどうかの検証可能性という観点からは、判断に用いた書類は保管しておくことが望ましい。

上記は個人情報記載された書面を保管しないという観点の下、教育委員会からの指導に従った処理である。個人情報の取扱いを留意するのであれば、所得情報資料等証憑は廃棄しても、認定申込書に不認定に至った根拠を記載し保存しておく方法が考えられる。

なお、京都市は平成 31 年度より申請書類の返還ではなく、書面で不認定通知を行う方針に変更する予定とのことである。

##### 【意見】不認定の通知が口頭のみ

就学援助の認定判断で不認定となった場合、不認定である旨を通知する所定の書面の書式はなく、また口頭か書面等通知の方法も決まっていない。書面を交付せず電話等口頭のみで保護者に連絡している学校が 4 校中 3 校あった。不認定の通知を行ったという

事実の記録や、保護者からの不服申立の可能性とトラブルの回避という観点から、不認定の場合の通知を所定の書面で交付し、控えを保管しておくことが望ましい。

なお、京都市は平成 31 年度より書面で不認定通知を行う方針に変更する予定とのことである。

#### ②修学旅行費と給食費の二重払い

**【指摘事項】** 学校から教育委員会への実績報告書における誤り

修学旅行中の昼食代が修学旅行費と給食費で二重払いとなっている事例があった。修学旅行中の昼食の請求の扱いについては学校ごとで認識度合が異なるようにも見受けられたため、昼食代が二重請求とならないように実績報告書に記入欄を設けるなどして、教育委員会においてもチェックをすることを検討されたい。

なお、二重に教育委員会に請求した学校の平成 29 年度の修学旅行時の昼食代については、平成 30 年度の給食費にて返戻処理を行う予定とのことであった。

#### ③就学援助費個人支給明細書

年度末に保護者に交付する「就学援助費個人支給明細書」は本来 3 月中に交付しなければならない。就学援助の対象生徒数が多い学校で、膨大な「就学援助費個人支給明細書」の事務作業を表計算ソフトの機能の駆使により業務を効率化している例があった。

**【意見】** 支給明細書作成事務の効率化

就学援助利用者が多数に上る学校では、就学援助費個人支給明細書の年度内交付が多大な事務負担となっている。パソコンの技術・スキルを活用して事務を効率化している例を示すなどにより、各校の事務効率化を進めるよう検討されたい。

#### ④就学援助の認定期間

京都市のように新規と継続で認定を区分した上で、継続認定者の認定期間を 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日としている場合、例えば平成 28 年度の世帯所得が基準額以下であり平成 29 年度（小学 1 年生時）で就学援助の受給を受けていた児童が、平成 29 年度の世帯所得が基準額を超えたため平成 30 年度（小学 2 年生時）で就学援助を受給できなくなった場合でも、平成 30 年度の 4 月～6 月までの間も認定期間となる。新規の場合は 1 年 3 ヶ月間分が認定期間となっている。

平成 29 年度の 7 月更新時に継続とならなかった受給者について、4 月から 6 月の期間分として支給した額を集計してもらった所、合計 1,098 人で 38,391,989 円とのことであった（同時期に転校したケースが排除できていない可能性はある）。

**【意見】** 認定期間のズレによる不要な就学援助の支出

前年の所得水準が上がるなど生活状況が改善した世帯に対して 4 月～6 月分の就学援助を支給する必要はないと考えられる。認定期間を 4 月～3 月末までと設定すれば、7

月更新時に継続とならなかった受給者について支給をしないようにすることができる。

認定時期と支給時期を調整できれば削減可能な経費であるため、支給要綱の改訂を検討されたい。

なお、京都市は平成 31 年度より就学援助制度の認定方法を監査人提案とは異なる方向で変更する。平成 31 年度より、入学前～6 月の申込までは前々年度の所得（平成 31 年度であれば平成 30 年度（平成 29 年分の所得））をもとに認定を行う方法に変更する通知が平成 30 年 10 月に出された。

しかし、現在経済的に困窮している児童・生徒に対して教育面から支援するのが就学援助制度の趣旨であるから、監査人としては保護者世帯のより近い時点における経済状況を認定に反映する方向が望ましいと考える。

### 3 医療費減免型扶助費

#### 3.1 生活保護扶助費（医療扶助）

##### 3.1.1 事業概要

事業目的	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護（診察、治療、施術等）を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。
担当課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課
扶助費の額	34,750,744千円（平成29年度生活保護費に含む。）

医療扶助は生活保護の被保護者に対する一定の医療費等を扶助する保護費であり、原則として生活保護の指定医療機関・指定施術者が提供する現物給付によって行われる。貧困と疾病には密接な関係があり、病気のため生活が苦しくなり生活保護を申請する例や、健康に問題があるため就労できず生活保護を脱却できない例が多く見受けられる。被保護者の約80%が医療扶助を受給している。

生活保護適用者の多くは医療保険に加入していないため、医療費・施術費は医療保険から支出される訳ではなく、全て国と市の負担により支払が行われ、医療費・施術費の自己負担がゼロになるという特徴がある。

その他の医療扶助の主な特徴・特性は下記のとおりである。

- ・総人口65歳以上の比率は27.7%であるが、生活保護受給者では55%に達しており、医療扶助の受給者は高齢者が多い。
- ・医療扶助費の約6割を入院が占めていると言われており、入院の割合が高い。
- ・入院の場合、精神・行動障害の割合は約35%と医療保険の約11%に比べ高い。
- ・一定の柔道整復やあんま・マッサージ、はり・きゅう（以下「あはき」）を含む。

##### 3.1.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(百万円)	34,359	34,288	35,089	34,464	34,750
延べ受給者数	1,085,579	1,093,864	1,085,715	1,094,420	1,078,902

保護費合計が漸減傾向にあるのに対して、医療扶助が微増減を繰り返しつつなかなか減らないため、生活保護費全体に対する医療扶助の占める割合は上昇している。

##### 3.1.3 監査の結果

###### ①個別指導

指定医療機関に対する個別指導の実施件数が、生活保護連絡協議会の協議に基づく個別指導方針の選定数を毎年下回っているのは適切でない。毎年の協議の結果、実施不足となるのであれば、他の方策により補填することを検討すべきである。

## ② 頻回受診

厚生労働省の適正受診指導要綱では「医療扶助による外来患者（歯科を除く）であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている者」は「受診状況把握対象者」に該当し、頻回受診に該当するか検討・把握することとされている。

京都市の受診状況把握対象者数は極めて少なく、近隣の大阪市や神戸市の数値と比べて異常に低い数値となっているが、これは頻回受診の疑いのある者のデータを抽出して各福祉事務所に送付する際に、「前年度及び当年度で既に照会をかけた者は除外」してデータ加工しているためである。照会済の者などは「指導対象外」に含めるべきであり、受診状況把握対象者数自体から除外してしまうのは適切でないと考えられる。

### 【指摘事項】 受診状況把握対象からの除外

京都市は頻回受診の検討において、前年度に嘱託医・主治医照会をかけた者を受診状況把握対象者から除外しているが、厚生労働省の適正受診指導要綱が定める受診状況把握対象者にはそのような取扱いはない。除外の対応は適切でないため改めるべきである。

受診状況把握対象者については受診の状況を嘱託医が検討し、頻回受診の疑いがある者について主治医に問い合わせを行うが、主治医が必要な医療行為であると回答すれば、頻回受診とはならない。嘱託医協議や主治医確認時に頻回受診非該当となっているが、週6日ペースで何年もリハビリテーションに通う例が複数あり、治療と呼べるのか疑問を感じた。障害の程度も認められそうであるが、状態の改善が見込めないのであれば介護対応の可能性も考えられよう。

### 【意見】 継続医療要否意見書の原則徴収

頻回受診の可能性が疑われる「本来の受診状況把握対象者」に該当した場合、医療扶助運営要領が原則的手続として求めている継続医療要否意見書を事前に受領した受診行為のみ医療券を発行することとしてはどうか。

生活保護を受けていない人は、通常自己負担も考慮して毎日医療機関に通うことはしない。私見ではあるが、医療扶助の受給者に対して送迎サービスまで提供して、週6日のペースで何年も通院させる医療について、京都市は医療扶助の趣旨を逸脱しているかどうか厳密に吟味する必要があるのではないかと思われた。

## ③ 頻回施術

京都市は医療行為の頻回受診と同様に、柔道整復・あはきの施術に係る医療扶助に対しても頻回施術の検討を行っている。レセプト2次点検強化事業において1箇月に20日以上施術が行われているレセプトを抽出・リスト作成し、各月ごとに施術レセプト巡回点検業務報告書を提出してもらっている。



疑義を認めたレセプトが多かったのはあんま 335 万円、次いで柔道整復 149 万円であった。頻回施術が問題となるのは主にあんまである。1 件当たりの額も多く、自費であれば 1 ヶ月に平均 8 万円もあんまに支払うことは監査人にとっては考えられず、自己負担ゼロのため歯止めが利かなくなっているのではないだろうか。医師の同意があるとは言え 1 ヶ月に 20 日以上もあんま施術を受けるのは、最低限度の生活と呼べるのか疑問である。柔道整復でも頻回施術は問題であるが、リハビリ等の医科を同時に受診して柔道整復との重複が疑われる場合が特徴的である。

概ね細かなチェックがなされていると感じたが、同時に頻回施術や医科重複を厳しく追及できない限界も感じられた。

#### ④医療扶助相談支援

##### 【意見】活動もしくは報告が十分でない医療扶助相談支援事業

深草福祉事務所の医療扶助相談支援事業は提出資料を見る限り実施が十分でなく、福祉事務所への報告も十分になされているとは言い難い。同制度の十分な活用が求められる。

#### 3.1.4 小括

医療扶助は生活保護費の 46%に達する最大の扶助費であるが、生活扶助や住宅扶助が各種施策で低減傾向にあるのに対し、医療扶助は後発医薬品の利用推進や長期入院者への退院支援、頻回受診への監視など施策を打つにも関わらず、なかなか低減できていない。

この理由としては、保護受給者の高齢化や障害者範囲の増加など様々な理由があるが、医療機関にとっても医師法第 19 条に定める応召義務「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」があるため、医師が被保護者からの診療要請を拒むことができない一面がある。

行政にとっては、医療扶助給付は医療機関に提供してもらう必要があり、医療・施術という領域は専門性が高く、医師会から嘱託医を派遣してもらう協力関係にもある。

被保護者によっては、医療機関へ行くのは原則無料であるため、必要性の高くない医療を受けるかどうか適切に判断しにくい場合がある。また、残念ながら生活保護の受給者証、受給証明書や医療券等が本人以外に悪用される可能性もゼロではない。

各種の複雑な事情により医療扶助の削減が困難と思われる中、最も効果があると思われる自己負担の導入については、法制度の根幹に関わることであり、京都市の包括外部監査で述べるべき内容ではないかもしれないが、最終章の 6 総括で触れることとする。

頻回受診・多数の医療機関の利用による過剰診療・医薬品の過剰処方・過剰なりハビリについて、不要な診療・処方がないか、合理的かつ効果的にチェックする必要性は極めて高い。高齢者の被保護者が認知症であったり障害をもつ場合などには、被保護者が自身の服薬管理等を適切に行えないことが考えられる。現場（被保護者の自宅）での服薬状況や

日常生活動作の状況等を直接確認するなどすれば、被保護者の状況に直接対応できるとともに薬局や医療機関に具体的な根拠をもって情報提供を行うことが可能となる。

**【意見】 専門職の活用（専門職の訪問相談との組み合わせ）**

不要な医療扶助費を削減する現実的かつ実践的な方法として、本文中に示した方法を参考に、被保護者とケースワーカーへの助言者として保健師・看護師・薬剤師・理学療法士など（主に後二者）の専門職の更なる活用を検討されたい。

薬剤師に関していえば、向精神薬にとどまらず、重複処方・過剰処方が疑われるケース一般について広く活用されるべきである。被保護者の自宅での服薬状況の直接確認やその状況の資料化、薬局への情報共有を更に積極的に行うだけでなく被保護者が通院する医療機関への情報共有も更に積極的に実施すべきである。更なる活用にあたり既存の医療扶助相談支援事業の規定する範囲が不十分な場合にはその拡充を図られたい。

大阪府薬剤師会における訪問薬剤管理指導の取組例なども参考にされたい。

### 3.2 重度障害老人健康管理助成費

#### 3.2.1 事業概要

事業目的	重度の障害を有する高齢者に対し、その者の健康管理に要する費用の一部を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的としている。
担当課	保健福祉局生活福祉部保険年金課
扶助費の額	1,360,508 千円（平成 29 年度）

昭和 58 年 2 月の老人保健法の施行によって高齢者に対して一部負担金が導入されたことに伴い、重度心身障害者医療を受給している若年者との整合性を図るため創設された制度である。

#### 3.2.2 扶助費の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(千円)	1,408,926	1,384,934	1,408,189	1,381,574	1,360,508
月平均受給者数	14,552	14,541	14,428	14,272	14,025

#### 3.2.3 監査の結果

**【意見】 所得修正情報の入手**

所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。

### 3.3 自立支援医療費（更生医療）

#### 3.3.1 事業概要

事業目的	18歳以上の身体に障害のある方を対象とし、身体そのものの機能障害を除去または軽減させることを目的とした医療で、医療保険等の自己負担の一部を給付する。
担当課	保健福祉局 障害保健福祉推進室
扶助費の額	3,992,030 千円（平成29年度）

本事業は身体の障害状態の除去・軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療の費用を支給するものである。

#### 3.3.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	3,946,658	3,892,852	4,007,943	3,986,417	3,992,030
給付決定件数	7,241	7,401	7,581	7,643	7,674

#### 3.3.3 監査の結果

##### 【意見】 所得修正情報の入手

所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。

### 3.4 重度心身障害者医療費支給事業

#### 3.4.1 事業概要

事業目的	障害のある方が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を自治体が助成することで、障害者家族の経済的負担を軽減する
担当課	保健福祉局 障害保健福祉推進室
扶助費の額	2,270,402 千円（平成29年度）

本事業は、重度心身障害者が健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、窓口で支払う医療費（健康保険の自己負担額）を支給する事業である。当該事業は京都府からの補助金を受けて実施している事業である。

#### 3.4.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	2,201,442	2,204,979	2,255,806	2,250,441	2,270,402
年間平均受給者数	12,407	12,503	12,487	12,482	12,444

### 3.4.3 監査の結果

#### 【意見】 所得修正情報の入手

所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。

## 3.5 自立支援医療費（精神医療）

### 3.5.1 事業概要

事業目的	精神障害を有する者が精神科に入院・通院をする場合に、一定基準の助成をすることによって精神障害を有する者の経済的負担を軽減し、精神障害を有する者の福祉の増進を図る。
担当課	保健福祉局 こころの健康増進センター
扶助費の額	入院：58,115千円、通院：4,616,007千円（平成29年度）

### 3.5.2 扶助費の推移（通院分）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	3,876,167	4,067,199	4,312,238	4,392,783	4,616,007
支払決定実人数	19,233	19,783	22,395	25,106	25,266

### 3.5.3 監査の結果

#### 【意見】 所得修正情報の入手

所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。

## 3.6 老人医療費支給事業

### 3.6.1 事業概要

事業目的	高齢者の医療費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、高齢者の保健の向上を図ること
担当課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
扶助費の額	872,248千円（平成29年度）

本事業は、65歳以上70歳未満の健康保険被保険者の自己負担額を、70歳以上75歳未満の健康保険被保険者の窓口負担金と同基準になるように軽減する制度である。

### 3.6.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	1,547,042	1,688,733	1,171,105	1,025,302	872,248
月平均受給者数	20,177	23,643	23,676	22,163	17,872

### 3.6.3 監査の結果・小括

平成29年8月からは市民税課税世帯の自己負担限度額の一部改正及び年間限度額が設定され、さらに平成30年8月からは一定以上（現役並み）所得者世帯の所得区分細分化及び自己負担限度額の一部改正が実施される等、本制度を受給するための要件が厳格化されたため、受給者は今後も減少すると見込まれる。

なお、大阪市は平成30年4月より老人医療費支給制度を原則廃止し、神戸市も助成対象を市民税非課税世帯に限るなど、全国的に給付は削減方向にある。

指摘なし。

## 3.7 妊産婦健康診査（扶助費）

### 3.7.1 事業概要

事業目的	母子保健法第13条に基づく妊産婦に対する健康診査を実施し、その費用を公費で負担することにより、妊産婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減及び産後の初期段階における母子への支援を目的とする。
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
扶助費の額	妊婦：908,388千円、産婦：71,866千円（平成29年度）

### 3.7.2 扶助費の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度
妊婦健康診査(千円)	965,423	969,827	936,323	908,388
産婦健康診査(千円)	—	—	—	71,866

### 3.7.3 監査の結果

少子化が進む環境下で妊産婦の不安を除去し、安心して出産に向かう支援が適切に講じられており、監査として特に問題点は見受けられなかった。

## 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業

### 3.8.1 事業概要

事業目的	ひとり親家庭等の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に窓口で支払われる医療費（健康
------	--

	保険の自己負担額)を支給する制度
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
扶助費の額	1,030,315千円(平成29年度)

### 3.8.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	1,084,926	1,055,239	1,068,366	1,051,972	1,030,315
年間平均受給者数	29,005	28,254	27,757	27,446	26,636

### 3.8.3 監査の結果

#### ①所得修正

##### 【意見】過年度所得修正情報の把握

過年度税異動についても返還金の発生要因となりうるため、過年度所得修正のリスト出力と返還の検討を実施されたい。

#### ②新規受付

##### 【意見】受付簿の整備

受付簿の作成は最終的に受給者とならなかった相談者も含めて記載されることに意義がある(網羅性)。相談者はひとり親家庭の支援を求めて区・支所の窓口を訪れているはずであり、例え受給決定に至らなかったとしても潜在的な受給者となりうるため記録として残しておくことは有用であると考えられる。受付簿は各区・支所で整備運用することが望ましい。

#### ③資格喪失

##### 【意見】明確な喪失理由のシステム設定

喪失理由を統計として利用するのであれば、喪失理由を分かりやすく設定して同一事象が異なる喪失理由に分かれないようにするなどの対応が求められる。ありがちな喪失理由は別建てすることも検討されたい。

##### 【意見】受給者証返却の徹底

資格喪失のサンプル中9件が更新時以外の資格喪失案件であるが、このうち3件について受給者証の返却が行われていなかった。1件は受給者に対して返却勧奨している旨の記載があったが、他2件は不明である。

受給者が返却に応じないこともあるだろうが、可能なかぎり返却を徹底されたい。

#### ④返還金

**【意見】 適時の資格喪失処理徹底と債権回収委託の実施**

受給者の返還金は資格喪失の時期を逸したことが主要因となり発生する。資格喪失に至る情報を適時に取得する体制構築が必要である。

京都市では現在、非強制徴収債権かつ担当課において債権管理回収業務を専任する職員がいない事業に係る債権について、弁護士へ徴収委託することを予定している。平成 30 年度、31 年度は試行実施期間中とのことだが、平成 32 年度からは本格実施を予定しているため、回収を期待する。

⑤小括

自己負担がゼロとなる医療費減免制度であるため、医療扶助と同様に頻回受診をはじめとする不正受給等の問題が発生しているのではないかと懸念されたが、入手した資料や指標を見る限り、大規模な問題は発生していないように見受けられた。

**【意見】 ジェネリック医薬品に関する記載**

ひとり親家庭等医療費の制度は自己負担の全額扶助であり、先発薬に比べて安価であるということを主張しても、ジェネリック医薬品を促す誘因となる可能性は低いのではないかと。それよりも、ひとりひとりの意識が国や地方自治体の財政負担の軽減に繋がります、ひとり親家庭等医療費支給制度の維持のためご協力をお願いします、といった、受給者の公共精神に働きかける文言にされてはどうかと進言する。

### 3.9 子ども医療費支給事業

#### 3.9.1 事業概要

事業目的	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるようにするため、保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を京都市が支給する制度である。
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
扶助費の額	1,856,127 千円（平成 29 年度）

当初は乳幼児等に対する医療費の助成制度であったが、平成以降の景気悪化の中で子育て世代の負担を軽減し子どもの健康を守るべく、徐々に対象範囲が拡大された制度である。

#### 3.9.2 扶助費の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(医療費)(千円)	1,604,572	1,734,853	1,842,857	1,856,127
年間平均受給者数	125,572	136,540	151,466	152,136

少子化傾向であるにも関わらず、断続的な制度改正があり医療費負担は年々増加傾向にある。特に 27 年度からは支給対象を中学 3 年まで拡大したことに伴い、受給者数が 10% 超増加したことを主要因として医療費の負担は増加している。

### 3.9.3 監査の結果

特段の問題点はなかった。

国や地方自治体が子どもを育むための施策を推進する中で、子ども医療費支給制度などの医療費扶助は大きな役割を担っていると考えられる。しかし、人口減少に苦しむ自治体では高校卒業まで自己負担限度額を限りなく低くするなど、適用年齢の拡大と自己負担限度額の引き下げはキリがない。利用に応じた一定の自己負担をしてもらうということであれば、例えば一日当たりの負担上限を導入するなど、他の自己負担のあり方について検討されるべきかもしれない。なお、平成31年度の京都市当初予算案では、子ども医療費支給制度の自己負担月額上限を1,500円に引き下げる方針が示されている。



## 4 施設運営型扶助費

### 4.1 介護給付費・訓練等給付費

#### 4.1.1 事業概要

事業目的	障害者及び障害児が、その有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ること
担当課	保健福祉局障害保健福祉推進室
扶助費の額	28,763,022 千円（平成 29 年度）

#### 4.1.2 扶助費の推移（主要な内訳）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護給付費(千円)	6,791,209	7,292,902	8,173,060	8,627,747	9,742,568
実利用者数	4,747	4,953	5,178	5,467	5,595
障害福祉サービス(千円)	14,479,334	16,062,732	16,840,685	17,744,719	18,775,567
延べ利用者数	99,449	108,566	113,342	118,049	123,307

介護給付費では、本人や家族の高齢化や病気の進行による障害の重度化等によって重度訪問介護のサービス利用者が増加し、認知度向上や家族の高齢化及び発達障害特性の認定調査追加によって行動援護のサービス利用者が増加している。

障害福祉サービスは事業所の充足、とりわけ、就労継続支援の伸びが著しいことなどに起因して利用者数が伸びており、利用者増の影響による給付費の増加が見られる他、重度者支援の加算拡充や、障害者の高齢化に伴う給付単価の上昇も増加要因となっている。

#### 4.1.3 監査の結果・小括

指摘なし。

障害福祉サービスの給付については、障害者が可能な限り身近な場所において必要な日常生活または社会参加の機会が確保されるよう、適切に決定をすべきとされており、発達障害や難病患者等、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲が広がり、利用者数が急増する中では扶助費は増加とならざるを得ない。介護保険制度に見られるような重度化予防の強化や、医療費に係る後発医薬品の推奨のような間接的な給付費抑制策は難しいであろう。

### 4.2 地域生活支援事業（移動支援事業）

#### 4.2.1 事業概要

事業目的	単独で外出が困難な障害者及び障害児に対し、外出時における移動中の支援等を行うことにより、障害者及び障害児の自立と社会参加を促進し、も
------	--

	って障害者福祉の増進を図ること
担当課	保健福祉局 障害保健福祉推進室
扶助費の額	1,321,365 千円（平成 29 年度）

障害者の社会参加や余暇活動等の外出の際にガイドヘルパーが移動の支援を行う事業である。

#### 4.2.2 扶助費の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(千円)	1,336,492	1,396,154	1,388,420	1,359,026	1,321,365
実利用者数	3,360	3,591	3,757	3,833	3,903

知的・精神障害者については、総利用時間数や金額が増加傾向にあるものの、一人当たりの利用時間数と金額は減少している。知的・精神障害者が対象となる行動援護の利用者が増加していることから、行動援護に徐々に移行していることが原因と推測される。

障害児については、一人当たりの利用時間が大幅に減少している。平成 24 年の児童福祉法改正によって一元化された放課後等デイサービスに相当数が移行していると推測される。

#### 4.2.3 監査の結果

指摘なし

### 4.3 養護老人ホーム措置費

#### 4.3.1 事業概要

事業目的	65 歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを市の運営する養護老人ホームに入所させること、または市以外の者が運営する養護老人ホームに入所させることを委託すること等により、養護を必要とする者及びその家族を保護すること
担当課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
扶助費の額	1,927,779 千円（平成 29 年度）

身体状況によって生活が困難な場合には生活保護法上の救護施設等や福祉施設である養護老人ホームへの入居が検討される。近年は高齢化に伴う重介護度対応や認知症、障害や精神疾患を有する入所者が増えており、生活支援機能と見守り機能だけでなく、介護保険制度や障害者総合支援法に基づくサービスの提供が必要となるケースが増加している。

#### 4.3.2 扶助費の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
措置費(千円)	1,819,988	1,840,177	1,866,717	1,913,187	1,927,779
被措置者数	866	875	875	882	903

#### 4.3.3 監査の結果・小括

特段の問題はなかった。

市内にある養護老人ホームは恒常的に満床であり、新たに措置を開始する場合には、近隣府県の養護老人ホームに入所せざるを得ない状況である。その際には移送費の増加や、市職員が生活状況の確認に向く際に時間がかかるなどの問題を抱えており、今後も被措置者が増えるにつれてこれらの負担が大きくなるため早急に対策が必要と考える。

#### 4.4 施設型給付費・委託費と地域型保育給付費

##### 4.4.1 事業概要

###### (1)施設型給付費・委託費（2号・3号）

事業目的	保育所や認定こども園を利用する2号・3号認定子どもの保護者に対し、国の公定価格に基づく給付費を支出すること
担当課	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
扶助費の額	31,445,093千円（平成29年度）

保育所及び認定こども園を利用する2号・3号認定子どもに対し、国の公定価格に基づく給付費を支出するものである（施設・事業者が代理受領）。民営の保育所については委託費として支出する。

###### (2)施設型給付費・委託費（市加配分）

事業目的	京都市の民間保育所等に対し、京都市の職員配置基準が国の基準を上回って加配を要求している部分について、必要な人員を配置するための経費を支出すること
扶助費の額	1,637,453千円（平成29年度）

京都市が定める職員配置基準は、国の職員配置基準を一部上回る職員加配を求めているため、当該加配分については京都市の独自財源で給付している。

###### (3)地域型保育給付費

事業目的	小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する3号認定子どもの保護者に対し、国の公定価格に基づく給付費を支出すること
扶助費の額	3,727,090千円（平成29年度）

##### 4.4.2 扶助費の推移

	27年度	28年度	29年度
2号・3号給付費(千円)	28,422,449	29,249,064	31,440,498
市加配分給付費(千円)	1,504,144	1,555,402	1,637,453

対象児童数	27,080	27,319	27,881
地域型保育給付費(千円)	1,821,790	2,607,728	3,727,090
対象児童数	747	1,005	1,315

#### 4.4.3 監査の結果・小括

支給した扶助費に対して毎年一定の返戻金が生じている。これは保育士等の加配を要件とする加算等を申請していたものの、実際には当該加算等の要件を満たしていなかったために返戻金が生じているものである。

京都市としては可能な範囲での配置体制確認等を行っているが、配置不足が1年を通して発生している例が若干数見受けられた。京都市は歴史のある社会福祉法人や宗教法人が運営する保育所が多い特徴があり、営利法人立の保育所は少ないため突然に閉園するリスクは比較的低いと考えられるが、配置不足が3ヶ月続いた場合には配置実績報告があるまで加算を停止するなど、返戻金発生自体が少なくなる方法を検討されたい。

保育ニーズの多様化により休日保育・療育保育に対応できる保育施設が今後増えてくることが見込まれている。また、保育士不足を解消するために保育士の処遇改善が継続的に実施されていることから、給付費は今後も増加することが予想されている。

特段の指摘事項はなかった。

#### 4.5 障害児保育対策単費加算

##### 4.5.1 事業概要

事業目的	障害児一人ひとりの成長を目指した障害児保育を実現するために必要な保育士の加配を行い、加配を行った民間保育施設・事業所に対して補助金を支給することで、障害児教育の充実を図る
担当課	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
扶助費の額	797,847千円（平成29年度）

##### 4.5.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	586,150	719,614	743,139	783,346	797,847
障害児保育受入人数	1,014	1,228	1,260	1,336	1,423

##### 4.5.3 監査の結果・小括

職員配置不足による扶助費の戻入については、受入児童数等に基づく「配置が必要な職員数」と新規採用・退職等による「実際に配置している職員数」が月ごとに変動することから、月ごとの戻入額を算定し年度末に支給額を調整することで対応している。職員配置不足による戻入は「配置が必要な職員数」に対して「実際に配置している職員数」が少な

い場合に生じていると考えられるが、障害児の保育対策として支給した助成金が保育士の未配置を理由に返還されている状況には不安を感じる。

保育職員の確保と表裏一体となった障害児保育行政の推進が障害児の更なる健全な育成につながるものと確信するので、引き続き各保育施設の取組を支援されることを望む。

特段の指摘事項はなかった。

#### 4.6 民間社会福祉施設単費援護（保育分・扶助費）

##### 4.6.1 事業概要

事業目的	民間保育施設の事業に必要な経費を助成することにより、職員の処遇改善を図り、健全な施設の運営及び保育環境を確保すること
担当課	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
扶助費の額	815,686 千円（平成 29 年度）

##### 4.6.2 扶助費の推移（1歳児に係る職員加配助成と小規模保育事業単費援護費を含む）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
扶助費(千円)	783,478	819,336	836,641	947,767	914,542
うちサービス向上補助金	391,325	402,560	428,145	436,700	452,586

民間社会福祉施設サービス向上補助金の補助対象要求経費には、施設の改修費用や借入金への償還、職員研修費用等さまざまな支出が含まれており、交付の対象が幅広く自由度の高い補助金として多くの民間保育施設から利用されてきたが、平成 29 年度施行の改正社会福祉法の規定内容を踏まえ、京都府は同補助金を廃止して、地域共生社会実現サポート事業を新たに実施することとした。

##### 4.6.3 監査の結果

返戻金の割合も僅少であり、特段の問題はなかった。

#### 4.7 障害児施設給付費

##### 4.7.1 事業概要

事業目的	障害のある市民及びその家族の経済的負担を軽減し、安心して療育などの障害児支援を受けられるようにする
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
扶助費の額	4,117,970 千円（平成 29 年度）

障害児施設給付費には大きく分けて 2 つの施設給付があり、給付費と措置費に分かれる。多額を占めている給付費とは、支給決定を受けた児童が都道府県（指定都市）が指定する障害児支援事業所から支援を受けたときに、行政が施設に対して支払う義務的経費である。

#### 4.7.2 扶助費の推移（主要な内訳）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援(千円)	926,418	980,447	1,054,018	1,086,398	1,198,409
件数	15,894	16,941	19,686	21,985	25,619
放課後等デイサービス(千円)	194,005	444,021	1,008,909	1,718,010	2,685,246
件数	4,374	8,547	14,290	23,822	33,504

サービス種別ごとでは、児童発達支援と放課後等デイサービスに係る扶助費が大部分を占めており、放課後等デイサービスの件数と扶助費が急激に拡大している。

少子化の傾向にも関わらず、特別支援学校・特別支援学級・通級指導利用生徒数は増加の一途を辿っている。今後も障害児施設給付費は更に増加することが見込まれるが、発達障害の分野は明確な成果が分かりにくく、学術的な研究もまだまだ発展途上にあるため、行政・事業所・利用者等の関係者は手探り状態で進まざるを得ない難しい状況にある。

放課後等デイサービスの事業所数は右肩上がりであり、30年度には更に増加している。

#### 4.7.3 監査の結果

##### ①指導監査

国の指導指針において、指定相談支援事業者や指定障害児通所支援事業者には原則3年に1回実地指導を行うことが求められている。また、不正請求等の事案を受けて、営利法人が営む事業所や、新規開設の事業所には1～2年に1回の実地指導が地方自治体には求められている。

京都市の指導監査は平成27年度までは何とか一定割合の実地指導を行えて来たが、平成28年度以降の事業所数の急激な増加には全く対応できていない。平成29年度には15ヶ所へ実地指導を行ったが、現在の事業所数から計算すれば全事業所を回るのに8年間を要することになり（直近では更に事業所数が増加）、実地指導の充実喫緊の課題である。

##### 【指摘事項】 実地指導の実施不足

放課後等デイサービスの事業所に対する実地指導を、厚生労働省の部長通知や事務連絡で要請されている頻度で実施できていないのは問題とせざるを得ない。所管課は他事業の事業所への指導監査も含め可能な限り事業所に赴いているが、人員に限りがあるため放課後等デイサービスへの実地指導数を十分には実施できていない。

このため所管課人員の絶対数を抜本的に見直すべきである。国が要請する頻度での実地指導を実施できるだけの人員が配置されないのであれば、必要な環境整備を行った上で、実地指導を補助しうる外部委託も検討するなど、人員配置を含めあらゆる方策を検討すべきである。

新規事業所については、新規指定された事業所のうち15事業所を監査対象としているが、うちNPO及び営利法人で9事業所を選定するなど、リスクに応じた実地指導を実施して

いる。新規事業所以外の事業所についても、運営主体の分類に基づき、株式会社・一般社団法人など営利法人等へ重点的に実地指導を実施することによって、効果的な実地指導を徹底されたい。

**【意見】 実地指導数不足への補完的対応**

急増する放課後等デイサービス事業所への実地指導数が各種方策を実施してもなお不足してしまう場合、関連団体等とも協力の上で巡回指導的な視察を行うなどして、運営状況の把握に努めることが考えられる。実地指導数の充足が困難な場合でも、様々な補完的方策を検討されたい。

**②満足度評価と通報対応**

**【意見】 サービス利用保護者へ実施するアンケートの強化**

事業所が自己評価のため実施している保護者向けアンケートや、京都市が支援ニーズ把握のため実施している普通学校・総合支援学校在籍児童の保護者アンケートに加え、放課後等デイサービスを利用している保護者に対して、事業所名を明記した上で京都市が直接回答を回収する満足度アンケート調査の実施も、利用者の声を直接拾うことで効果があると考えられる。サービス品質の向上や事業所実態の把握のため、より効果的な方策を今以上に検討されたい。

障害児施設監査所管課は平成 30 年 8 月より簡易な方法ではあるが通報事案管理簿を作成し、虐待や不正請求もしくは不適正運営の疑義がある通報への対応状況を管理している。

**【意見】 通報事案への対応強化**

放課後等デイサービスは事業所数や利用者数が増加しており、通報回数も増加していくことが予想されるが、通報対応は実地指導の人的限界を補完しうる機能であると考えられる。通報に対して機動的に対応することができれば、有効・効率的かつ現実的な事業所モニタリング体制整備が代替的に機能すると思われるため、一定の人員増員を含め体制を強化することが望まれる。

**4.7.4 小括**

京都市における障害児向けサービスの利用者負担額は、平成 19 年度の障害者自立支援法の施行に伴う措置制度から契約制度への移行時に、支援が必要な方が必要な支援を受けられるよう大胆な軽減策が講じられた経緯がある。京都市のような利用者負担月上限額の軽減策は近隣の政令指定都市では実施されておらず、京都市の特筆すべき制度であるが、障害児入所支援の場合とで軽減額に大きな開きがある点は若干疑問を覚えた。

障害を有する児童の家庭にとっては利用者負担額が低くなるほど歓迎されるのは間違いない。一方で、放課後等デイサービスの利用が著しく増えたことによって、提供されるサービスの平均的水準が低下することがあってはならない。まだ十分に精神発達していない

児童が日中滞在する環境は劣悪なものであってはならないため、良質な支援が適切に行われるよう、支援実務向上への不断の研究とともに、市を挙げてのより一層の取組みを期待する。

#### 4.8 民営児童福祉施設措置費（児童）

##### 4.8.1 事業概要

事業目的	児童の福祉を保障するため、児童福祉施設（市営施設を除く）に児童を措置委託したときに、その児童を保護養育するための費用について、国及び自治体が児童福祉施設に対して支弁する。
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
扶助費の額	3,269,134 千円（平成 29 年度）

##### 4.8.2 扶助費の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
措置費(千円)	2,394,397	2,446,236	2,856,334	3,142,955	3,269,134
のべ利用人数	6,926	7,001	7,012	6,701	6,874

扶助費は年々増加しているが、特に平成 28 年度では保護単価が増額されたこと、京都市青葉寮の事業を終了して、平成 28 年 4 月より社会福祉法人京都社会事業財団（ももの木学園）に事業を移管したことなどにより急増している。

##### 4.8.3 監査の結果・小括

厚労省における専門委員会などでは施設の小規模化、里親やファミリーホームへの委託を進めることで家庭的養護を推進し、もって社会的養護の充実を図るような取組みを掲げている。京都市としては他都市に比べて、里親やファミリーホーム自体が少なく実績が乏しいため、里親への委託を推進していく方針ということである。

特に指摘すべき事項なし。



## 5 市単独事業扶助費

### 5.1 学童う歯対策事業

#### 5.1.1 事業概要

事業目的	京都市内在住の小学生のう歯治療に対し、健康保険の自己負担額を京都市が助成することで、子どもたちの健全な発育の増進を図る
担当課	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
扶助費の額	329,158千円（平成29年度）

う歯の早期治療の実現により児童の健全な発育の増進を図るために、京都市内に住所を有する小学生を対象として、う歯(虫歯)の治療経費を市が負担している。

#### 5.1.2 扶助費の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
扶助費(千円)	340,712	310,174	310,667	317,894	329,158
う歯処置件数	114,013	110,916	111,979	111,606	114,180

※ 平成27年度までは負担金及び補助金として支出

#### 5.1.3 監査の結果

##### ①う歯罹患率

平成29年度の小学生のう歯罹患率（う歯所有人数／検査人数）は、全国平均が47.06%に対し京都市は40.08%と全国平均を下回っており、京都市の子どもがう歯になる割合は低く、経年推移では昭和38年度の92.64%の半分以下の罹患率となっている。う歯罹患率の低下は全国的な要因（う歯になりにくい菓子への改善や歯磨き習慣の浸透、歯ブラシや歯磨き粉等の性能向上など）も大きい。

京都市の学童う歯対策事業は、う歯の処置に係る治療代の自己負担を免除するものである。処置済の歯を有する児童も「罹患」に含まれるため、本事業は前述した統計上のう歯罹患率に影響を及ぼさないように思える。しかし、診療報酬改定によるところはあるが、う歯の処置時には他の健康な歯をう蝕に罹患しないようフッ化物を塗布する治療も一部支給対象となる処置範囲に含まれるため、乳歯治療時に永久歯の予防治療を行うことで、永久歯に生え変わった時点では罹患率を低下させることができていると考えられる。形式的な罹患率だけではなく、1人当たりの平均う歯数の低減についても貢献できている可能性がある。

##### ②処置完了率

集計ルールが統一されていないため参考数値に留まるが、京都市はデータ収集が可能な17の政令指定都市のうち処置完了率が下から2番目であり、学童のう歯対策事業に早期か

ら取り組んでいる割に優れた成果は認められない。

処置率の高い政令指定都市（①さいたま市、②神戸市、③静岡市、④名古屋市）は、子ども医療費制度の自己負担額が低額である。一方、処置率の低い政令指定都市（⑤北九州市、⑥京都市、⑦岡山市）は、同自己負担額が比較的高い傾向にある。

この傾向からは、本市の学童う歯対策事業は有意な効果を見出しにくく、むしろ、子どもの歯の健康の推進ということを考えていくのであれば、子どもの口腔保健を取り巻く課題も考慮して、学校や医療機関等の関係機関や所管する関係局とも連携を図り、子どもを対象とした他の医療制度とも併せて総合的に見直しの検討を行っていく必要があると考えられる。

**【指摘事項】学童う歯対策事業の見直し検討の迅速化**

学童う歯対策事業は平成 24 年度の包括外部監査、平成 26 年度の事務事業評価委員会、平成 28 年度の包括外部監査で事業の必要性等を見直す必要があると指摘されてきたが、現時点では子ども医療費支給制度と併せ子ども若者はぐくみ局に移管されたのみで、事業自体は何ら変更なく継続されている。措置状況としては検討中とのことであるが、検討に 6 年も要している状況は検討スピードが不十分と言わざるを得ない。

子ども若者はぐくみ局が設置された趣旨は、京都市が子どもや青少年等に関する施策を融合し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進するためである。子どもを対象とした他の医療制度とも併せた総合的な検討が必要であると思われるため、早急に検討を完了されたい。

#### 5.1.4 小括

平成 31 年度の当初予算案では、子ども医療費支給制度の自己負担月額上限を引き下げる方向が示されているが、学童う歯対策事業については、今回及びこれまでの包括外部監査における指摘を鑑み、関係機関や関係局とも連携を図り、子どもを対象とした他の医療制度等とも併せた総合的な見直しの検討を行っていくことが望まれる。

## 6 扶助費に対する総括

国や地方自治体は高齢者・障害者・ひとり親家庭・低所得層などの状況に応じて、個人への直接給付や医療費の減免の他、要支援者を支援する施設の運営費給付を行い、多種多様な支援を行っている。しかし日本は人口減少社会に突入し、減少する労働力人口が増加する高齢者人口を支える構図は限界に近づいている。社会保障制度と社会保障費は持続可能なものへと転換していかねばならない筈であるが、社会保障費は依然として右肩上がりで増加している。

この帰結として生活保護費の切り下げ等が行われ、真に支援が必要な者への支援が削られてはならない。しかし、財政破綻を起こすまで多大な支援を実施継続することも市民に著しい不利益を及ぼすことになるため、両面でバランスをとった持続可能な制度とすることが強く求められている。

### 6.1 個人給付型扶助費について

#### (1) 全般

京都市が実施している生活保護以外の個人給付型扶助費について、マイナンバーの利用状況と所得異動の把握状況を制度間で比較したものは以下のとおりである。

	特別障害者手当	児童手当	児童扶養手当	就学援助費
支給対象者	20歳以上重度障害者	児童の保護者	ひとり親家庭の親等	経済的に困難な児童保護者
生活保護との関係	保護費算出時に収入認定、保護費から減額			生活保護受給者は原則教育扶助を受けるので、教育扶助から支給されない修学旅行費等一部の支給。
マイナンバーの利用	マイナンバー対応していない非課税年金も収入に含めるため、利用していない。	所得情報収集に利用している。		
所得異動の把握	本人または扶養義務者からの報告のみ。他に特段の情報は入手していない。	毎月情報化推進室より該当者申告増減のデータを受領（支給区分変更該当する場合）。	当年度有効分の所得修正のみ入手	保護者からの報告のみ。他に特段の情報は入手していない。

市から個人へ金銭を直接給付する制度ということもあり、いずれも手続は厳しく行われている感を受けた。児童手当の特例給付を含めて全て所得制限が付されており、マイナンバーを利用した情報連携を活用することによって、事務の効率化が図られている状況も確認できた。特別障害者手当だけは障害年金や遺族年金といった非課税年金も収入に含めて所得制限を判定するためマイナンバーを利用していないが、年金情報がマイナンバー管理されるようになれば対応予定とのことである。就学援助費は市内の小・中学校で担当教員が当該事務を兼務で対応したり、事務職員が対応したりと学校によって体制が異なることもあるため、他制度での窓口となっている福祉事務所ほど対応が統一していない感があった。

## (2)生活保護について

生活保護の現場で対応されるケースワーカーの方々にとっては、緊張感を要する場面も少なからず想定され、また、国の制度的な問題や矛盾を感じることも多く、悩み始めると前に進むことができない煩悶もあるのではないかとと思われる。

そのような中、京都市は他部局や国の機関と協力し、民間の力も借りて各種就労支援の取組みを積極的に実施するなど、効果的な施策を多数実施して被保護者の自立を支援し、被保護率の低下を実現している。

受給者にとっては最後の頼みの綱となっているセーフティーネットであり、極めて公益性・社会性の強い事業である。本報告が漏給も濫給もない「適正」な支援の実現に僅かなりとも資することができ、制度や施策がより良きもの、すなわちより有効かつ効率的な要支援者への支援への一助になれば監査人としてこれ以上の喜びはない。

## (3)市外転出者に対する債権

地方自治体が管轄外地域に転出した被保護者への債権を督促することは現実的に不可能であるため、管轄外地域に転出した被保護者への債権は国が一括管理する生活保護未収債権管理センターを設け、転出先において僅かずつでも納入充当させる仕組みを構築するべきと思われる。

残念ながら生活保護制度の限界を熟知し悪用する者もいる。保護費を受給するだけ受給し、他の収入の存在が発覚したならば返還を約する書面にサインだけした後、間もなく他の市町へ転出して現実の弁済を免れている例があった。国として本気で生活保護の不正受給を防ごうとするのならば、時効中断措置の不備による地方自治体への補助金カットのような対応だけでなく、地方自治体が行える限界を超える内容については国が補う形で対応しなければならない。

国での生活保護未収債権管理センターが実現困難であれば、まずは自治体間で協定を結ぶという方法も考えうる。すなわち、当該相互の自治体間において、収入未済分を有したまま転出した被保護者がいる場合に、①転出元の自治体の当該収入未済分を転入先の自治体が代理納入充当する仕組み、あるいは、②転出元の自治体の収入未済分につき転入先の自治体が被保護者に対して回収の指導・指示を行う仕組みを作ってはどうか。京都市は政令指定都市で保護率が高いグループに属しており、議論を主導しうる立場にあると考える。まずは少数の近隣自治体間で開始し、他の自治体が多数参加するようになれば、自治体間での代理納入充当や債権回収委託について、国が制度化する可能性も出て来ると考える。

## (4)その他の給付について

児童扶養手当では養育費を所得算入することが定められているが、担当課は養育費を調

査補足する術を持ち合わせていない。国の制度に対する言及とならざるを得ないが、地方自治体が捕捉不能な養育費を所得に算入させることには無理があると感じられた。

児童扶養手当などの扶助費の支給は特に公平性の観点が要求されるが、養育費受給率と養育費申告率との差は不正受給世帯の存在可能性を示唆している。これは当初の制度設計からの問題であり、不完全な体制で養育費の所得算入を開始させられたと言わざるを得ない。養育費を自己申告のみに頼る現在の体制に対して公平性の観点から疑問を抱いた。

## 6.2 医療費減免型扶助費について

### (1) 全般

京都市が実施している医療費減免型扶助費のうち、妊産婦健康診査を除く 8 事業を分類整理した結果は下表のとおりである。

制度名	減/免	所得制限	29年度扶助費	受給者数	扶助費傾向	受給者数傾向	1人当り扶助費傾向	1件当り扶助費傾向
医療扶助	免除	あり	347.5億円	34,013	微増	微減	微増	—
重度障害老人健康管理助成	免除	あり	13.6億円	14,025	微減	微減	横這い	微減
自立支援医療費(更生)	軽減	段階	39.9億円	7,674	横這い	増加	—	微減
重度心身障害者医療費支給	免除	あり	22.7億円	12,444	微増	横這い	増加	減少
自立支援医療(精神通院)	軽減	段階	46.2億円	25,266	増加	増加	減少	—
老人医療費支給	軽減	あり	8.7億円	17,872	著減	著減	減少	—
ひとり親家庭等医療費支給	免除	あり	10.3億円	26,636	微減	減少	微増	横這い
子ども医療費支給	軽減	なし	18.5億円	152,136	増加	増加	微減	微増

扶助費の増減傾向と自己負担の減免との間に相関関係は見受けられない。自己負担を免除している制度は重度障害の認定やひとり親の認定など入口が厳格であり、モラルハザード的な悪用が起こりにくいものと思われる。

扶助費の増減傾向は受給者数の増減による影響が大きい。受給者数が増加している自立支援医療(精神通院)は精神障害への理解拡大と申請に対する抵抗感が低くなったという要因が大きく、子ども医療費の受給者増加は中学3年生まで対象を拡大した積極的な要因によるものである。しかし、医療扶助だけは受給者数が微減する中で扶助費額が微増している。これは高齢者世帯の増加に拠る所が大きいと思われるが、他の扶助との比較において医療扶助の適正化の検討が必要となってくる。

### (2) 医療扶助の適正化に向けて

#### ① 医療扶助の認識

国民健康保険は健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的として「医療費のお知らせ」を世帯主へ届けている。加入者から見れば健康保険が如何に多額の医療費を負担しているか理解することで、健康保険の価値や意義を再認識する効果が高いと言え

る（現在は確定申告における医療費控除にも利用できるようになって更に価値が高まっている）。

医療扶助において、多くの場合にはこのようなお知らせはなされていない。被保護者世帯がどれほど多額の医療費を受給しているのか認識してもらうため、「医療扶助費のお知らせ」のようなものを配付することが効果的ではないだろうか。

#### ②医療扶助運営要領に定める手続の有名無実化

昭和 36 年に公表された医療扶助運営要領に定める手続は有名無実化しており、医療扶助を抑制する効果のある事前チェックは現実十分に行われているとは言えない。ただし、これは京都市だけに限った問題ではなく、生活保護受給者がこれほどまでに増大している現状に適合する、新たな適正化対策の構築が必要であろう（全国値 昭和 35 年平均：被保護実人員 1,642 千人、被保護世帯数 606 千世帯 → 平成 30 年 3 月：被保護実人員 2,124 千人、被保護世帯数 1,640 千世帯）。

現実に行うには法令通知の改正も必要となるが、例えば診療行為の事後チェック結果によっては医療扶助の返還も辞さない対応を行ったり、世間一般で平均的に行われる受診回数よりも多い受診については一定の自己負担を求めたりする方策等が国において考えられよう。

#### ③医療受給者証と本人確認

日本で医療を受ける際に必要となる健康保険証や医療券等には本人の顔写真は付いていない。外国人労働者の受入拡大に際して健康保険証を悪用した「なりすまし受診」が懸念されるため、外国人が日本の医療機関で受診する際、在留カードなど顔写真付き身分証の提示を求めることも国は検討している。この場合、対応が外国人差別につながらないよう、日本人にも運転免許証などの提示を求めることが検討されている。

更に厚生労働省は 2021 年春よりマイナンバーカードを保険証代わりに使えるように考えている。顔写真付きのマイナンバーカードが医療受給に用いられ、（事前申請制度は残して）医療券等が廃止されれば、不正利用の可能性は更に低減できるかもしれない。

医療扶助の医療券等は自己負担が原則ゼロとなるため、その意味で健康保険証よりも使い回しなど悪用しようとする動機が高くなると言える。よって、不正利用の可能性は十分念頭に置かなければならないが、医療機関での受診時にマイナンバーカードの提示を必須とし、読取記録をデータ収集することで濫給を防止することができれば、真に受給が必要な者への給付を守ることに繋がるため、医療扶助への積極的な導入と厳正な運用が期待される。

#### ④医療費自己負担額のあり方について

社会的弱者が健康で文化的な生活を送る上で、健康はなくてはならないものである。

収入の低さ故に治療をためらったりすることがあると、却って健康が悪化して重い病気を発症しかねず、就労が不可能になったり高額な入院費が発生したりして社会的にも損失となってしまう。このため、本報告書で多数掲げたように国や自治体は支援を必要とする者の医療費自己負担額を減額または免除する多種多様な制度を設けている。自己負担の減免は要支援者にとって非常に有難く、誰からも感謝される施策であると言える。

それらの制度制定当初は対象者数も少なく手厚い支援が可能であったと思われるが、国や自治体の財政が逼迫する中で社会保障費が右肩上がりや留まる所を知らない現状では、医療受給の適正化を行わないと将来に亘った制度存続が危うくなる。

一般的に負担額が余りに少ないサービスは、フリーライダーやモラルハザードといった問題が生じやすいため、持続可能な制度となるようメンテナンスが不可欠である。サイモンフレーザー大学准教授の分析では窓口負担ゼロの効果が疑問であると指摘されており、医療費の自己負担減免制度により医療機関の受診が増えて医療費は増加するが、健康の改善には繋がらないという見解がある（公的機関や有識者が様々な分析を試みており、一概に結論付けられる段階にはないことも付言する）。

上記分析では、少額でも一定の窓口負担が医療費の抑制に効果的であると紹介しつつ、詳細なデータ分析を経ずに安易に窓口負担を増加させることは性急とも述べている。国の制度への言及となる点をご容赦いただきたいが、生活保護費の改定で不服を感じている被保護者世帯にとっては、医療扶助に一定の窓口負担を設定した金額に相当する金額だけ生活扶助を引き上げる方がむしろ歓迎されるのではないだろうか。仮にそのような施策が打たれた場合、被保護者の儉約精神が医療費にも発揮されて後発医薬品の選択率も高まると推察されるが、そもそも医療費が生じないような健康な暮らしを心掛けることも期待され、まさしく健康で文化的な生活が多く実現することができ、国や自治体の社会保障費負担軽減にも繋がるのではないかと思慮した。今後、経済合理性を踏まえた施策検討がなされることを期待したい。

### 6.3 所得修正情報への対応

本報告書の対象とした扶助費の多くにおいては、給付に際して所得制限が設けられているが、個人の当初申告に誤りがあり所得額が増減した場合への対応については、児童手当と児童扶養手当の対応が最も進んでいた。予め情報化推進室から受給者の所得異動が一定条件に該当した場合、該当リストが毎月提供される仕組みとなっているのは部局間の有効かつ効率的な連携として高く評価できる。今後は、一定の過年度分についても情報収集し遡及請求を可能とする体制改訂を検討されたい。

他事業においても、公正かつ公平な給付がなされるよう、所得把握対象者の所得発生状況など各事業の状況に応じて、当年度及び一定の過年度までの所得異動情報を適時に入手できる仕組みを、両手当の例に倣って構築検討されたい。本報告書中において意見を付した事業以外でも、必要性があると認められれば対応を検討されたい。

対応に当たっては、費用対効果も当然に検討されるべきである。給付対象者や所得制限限度額が児童扶養手当と近似する扶助費については、当面の間、児童扶養手当での所得異動情報を入手して、当該扶助費の支給判断に影響がないか検討を行う方法なども考えられよう。

#### 6.4 個人情報保護への対応

扶助費をテーマとした外部監査を実施する上で、個人情報保護への配慮は京都市各部署も監査人も苦労した所である。包括外部監査人は監査に必要とする全ての情報を閲覧できる権利があると考えられるが、支援を必要としている扶助費受給者の住所氏名・家族構成・所得・受診状況などは個人情報の中でも最も保護されるべき内容であり、対応いただいた京都市各担当部局には多大な労力をお掛けしたと恐縮する。

公認会計士・弁護士・税理士はそれぞれ業法で厳格な守秘義務が課されている。個人情報の取扱経験が豊富なこともあり、より効率的に外部監査を実施できる方法があるかもしれない。こちらについては後年の外部監査の課題としていただきたい。

#### 6.5 最後に

今回の監査対象とした社会保障を担う各部署の方々は、おそらく京都市の中でも最も膨大な業務量を抱えている部署である。極めて困難な業務であるにも関わらず、努めて明るく前向きな職員の方々の姿勢からは、各業務の社会的意義を踏まえ、支援を必要とされる市民に懇切丁寧に対応される優しさと、一本芯の通った強さを感じることができた。業務の重要性から国の検査や京都市の定期監査も毎年のように受けていることを承知の上で監査人は監査対象と選定した訳であるが、各部署は非常に懇切丁寧に対応いただき、今後の社会保障への考えなど貴重な意見をも賜ることができ大変感謝する。

対象部局の方々をはじめ、監査事務局と情報化推進室の方々には円滑な監査の実施に大変ご協力をいただいた。この場を借りて感謝の意を表し、以て結びの言葉と致します。



	指摘事項	意見
<b>2 個人給付型扶助費</b>	6	33
2.1 生活保護扶助費	判断能力確認と代筆対応	社会福祉士事資格の非所有
	過去に支払済の保険料への一時扶助	現業員配置数の不足
	臨時収入の収入未済額への充当努力	受理兼処理簿の様式統一
	10年以上調査が進んでいない遺留金品への対応	年度をまたぐ進行管理の徹底 扶養調査の要否検討の記載
		別世帯のケースファイル資料の混入
		電話・メール等による連絡・報告聴取の積極評価
		ケースワーカーへの状況説明者・助言者としての専門職の活用
		権利擁護ネットワーク会議の利用
		京都市成年後見支援センターの活用
		ケース診断会議実施要綱の見直し
		資産状況の把握
		不実な金銭費消への対応について
		収入申告義務確認書の同一筆跡
		ケース診断会議議事録の保管
		福祉事務所内での支援業務と債権回収事務の役割の分離
		市外転出者債権額の把握
		遺留金品の通帳と印鑑の保管場所の統一
		相続人調査の経過の生活保護記録への記載
	2.2 特別障害者手当	
		住基情報の異動確認
		所得修正情報の入手
		不正受給の防止策
2.3 児童手当給付費		過年度所得修正情報の把握
2.4 児童扶養手当給付費	債権管理の徹底	過年度所得修正情報の把握
		受付簿の様式統一 差止理由の正確な記録と分析
2.5 小・中学校就学援助費	学校から教育委員会への実績報告書における誤り	認定通知の控の保管なし 認定不可となった際の記録なし
		不認定の通知が口頭のみ
		支給明細書作成事務の効率化
		認定期間のズレによる不要な就学援助の支出
<b>3 医療費減免型扶助費</b>	1	13
3.1 生活保護扶助費（医療扶助）	受診状況把握対象からの除外	継続医療要否意見書の原則徴収 活動と報告が十分でない医療扶助相談支援事業
		専門職の活用（専門職の訪問相談との組み合わせ）
3.2 重度障害老人健康管理助成費		所得修正情報の入手
3.3 自立支援医療費（更生医療）		所得修正情報の入手
3.4 重度心身障害者医療費支給事業		所得修正情報の入手
3.5 自立支援医療費（精神医療）		所得修正情報の入手
3.6 老人医療費支給事業		
3.7 妊婦健康診査（扶助費）		
3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業		過年度所得修正情報の把握
		受付簿の整備
		明確な喪失理由のシステム設定
		受給者証返却の徹底 適時の資格喪失処理徹底と債権回収委託の実施 ジェネリック医薬品に関する記載
3.9 子ども医療費支給事業		
<b>4 施設運営型扶助費</b>	1	3
4.1 介護給付費・訓練等給付費		
4.2 地域生活支援事業（移動支援事業）		
4.3 養護老人ホーム措置費		
4.4 施設型給付費・委託費と地域型保育給付費		
4.5 障害児保育対策単費加算		
4.6 民間社会福祉単費援護（保育分・扶助費）		
4.7 障害児施設給付費	実地指導の実施不足	実地指導不足への補完的対応
		サービス利用保護者へ実施するアンケートの強化
		通報事案への対応強化
4.8 民営児童福祉施設措置費（児童）		
<b>5 市単独事業扶助費</b>	1	0
5.1 学童う歯対策事業	学童う歯対策事業の見直し検討の迅速化	
<b>6 扶助費に対する総括</b>		
6.1 個人給付型扶助費について		
6.2 医療費減免型扶助費について		
6.3 所得修正情報への対応		
6.4 個人情報保護への対応		
6.5 最後に		
<b>合計数</b>	<b>9</b>	<b>49</b>